

第8回処遇・給与部会 議事録

日時：令和7年10月31日（金） 1330～1500

場所：防衛省会議室

出席者：（部会委員）井上部会長、浦岡委員、金野委員、千葉委員、可部委員、中山委員
（防衛省）廣瀬人事教育局長、坂本政策立案総括審議官、高津給与課長、
高石統幕総務部長、牧野陸幕人事教育部長、羽瀧海幕人事教育部長、
尾山空幕人事教育部長 他

井上部会長の開会の辞に引き続き、防衛省より資料の説明を行い、その後、意見交換。

委員：6ページ目のアンケートについて、再就職後の雇用形態として就労時間を選んで働いたり、それに応じて所得が決まったりするような形態で働かれる方が多いのか、そうではないのか、また、働き控えの具体的な事例を回答させる設問や自由記述欄などは設けていたのか教えて欲しい。

防衛省：アンケートの中で労働時間で調整する旨の回答は一部あった。

委員：主要論点1の案②の新たな要素を加算した給与年額相当額の再定義と主要論点2の加算上限額の考え方は、同じことを言っているのか。

防衛省：若年定年でなければ受け取る可能性があった給与、という点ではいずれも同じものを考えている。ただ、制度として取り入れるときの論点は全く違うものだと考えている。同じ考え方だがそれぞれの論点で登場するものである。

委員：まず、主要論点1の案①と案②については、案①が妥当であると考えている。

また、主要論点2の案①と案②の比較だが、案①は若年定年制で生じる利益を補うという現行の仕組みを大きく超えるものとなり、有利過ぎるため、流石にこれは取り難いのではないかと考える。仕組みは複雑だが、案②のような形で加算上限額に向けて収れんさせていくという考えが妥当ではないかと思う。

3ページ目以降については趣旨を理解した。その方向でよいと思う。

委員：6ページ目で示されたアンケートの結果から、退職者に若退金の支給制限の仕組みがあることによって、勤労意欲にネガティブな影響があるという認識が示されていると考える。従来、全体の1割程度にしか若退金の支給制限の適用は生じていなかったところ、給付水準を引き上げることによって、対象者が4割を超える可能性があるという状況にあって、かつ、退職後の就労にネガティブな影響があるということであれば、この支給制限の仕組みについても、勤労意欲を阻害しない方向での見直しが必要であると考えている。エビデンスとして、報告書にアンケート結果を記載することで、国民の理解につながるのではないかと思う。

その上で提示された主要論点1については、案①が妥当ではないかと考える。若退金制度が制定された際に、給与年額相当額については、勤務する地域や勤務内容の如何にかかわらず誰もが受けることができるものを給与年額相当額として制度が作られ、運用されてきたという考え方に基づいて、実際の支給水準を従来よりも引き上げることによって、退職後も、退職時の給与水準が維持できるようにするために現行の6か月の給付金を、9か月に引き上げるという説明は大変分かりやすいと思う。制度を構築するに当たっては、実際に退職する、あるいははい

ずれ退職する自衛官に対して処遇改善の趣旨がきちんと届くということが大事だと考える。国民から見ても、自衛隊の精強性を維持するために、自衛官の就業年限が一般の公務員よりも大きく制限されていることを補うための制度だという意味で、退職時の給与水準まで補償することについては、理解が得られるのではないかと感じる。

案②となると、実際に受ける可能性があったとはいえ、特殊勤務手当等について、退職後は支給要件に該当する勤務はしないことから、そこまでを含めて一律に給与年額相当額とすることは、大きく定義を変更することとなり、難しいのではないかと思う。

また、主要論点2については、案②が適当ではないか考える。仮に案①のように、給与年額相当額を超える収入を得てもなお、若退金の全額支給が続く形とすると、そもそもの出発点である若年定年退職後の給与水準を補償するという制度趣旨を大きく変更することになると思われる。

他方、現行制度の給付水準の改善後に、退職者の約4割が支給制限の対象となるため、支給制限を緩和することは必要である。自助努力を発揮して収入を獲得したときに、個々人の「加算上限額」までは、自助努力の反映として、支給限度額を緩和することは、給与年額相当額を補償するという趣旨と、対象者の就労意欲を損なわないという趣旨を両立させる一つの考え方であると思う。

なお、3ページ目以降の論点の考え方については、いずれも異論はない。

委員：給与年額相当額は個人単位で見ているのか、自衛官全員の平均で見ているのか。

防衛省：主要論点2の支給制限に該当するかの判断については個々人の所得で判断している。主要論点1については、現行の6か月分という給付水準は全ての自衛官に適用され、この6か月分を算出するときには、若年定年退職をした自衛官の全ての再就職賃金の差分を見ていくため、こちらは平均になる。

委員：例えば、艦艇の乗組手当が上がると、艦艇に乗っていなかった人もそれに伴い、給与年額相当額が上がるということか。

防衛省：主要論点1については、自衛官全員の平均をみるため、案②の場合には艦艇に乗ってなくても乗組員手当が反映され、自衛官全体の平均に影響する。ただ、主要論点2については一人一人見るため、あくまでその人がもらった給与だけが給与年額相当額になるというような考え方になる。

委員：承知した。主要論点1は、案①が妥当と考える。やはりもらっていないのに、もらう金額に反映されてしまうという形は、国民の理解が得られにくいのではないかと考える。主要論点2については、支給制限の対象者拡大という課題を解消するために、また自助努力を収入に反映させ、勤労意欲を引き出すというために、案②が妥当ではないかと考えている。

委員：主要論点1については、案①が分かりやすいと考える。また、案②に見られるような、現役時代にやってないことについての給与水準を採用することは、ふさわしくないのではないかと思う。主要論点2については、自助努力を考慮しようとする、実際にもらっていた給与までとする方がふさわしいと感じた。平均すると年収で約120万円程度違うということで、個人としては非常に大きい額であり、自助努力のインセンティブになると考える。

委員：主要論点1については、分かりやすさや公平性の観点から案①を支持する。主要論点2

については、働き控えをどうしていくかということで、案②の個別に手当を勘案するということは合理的な解決策と考える。ちなみにこういった制度変更で、現役世代の働き方にプラスの影響が及ぶ可能性などは考えられるか。

防衛省：我々が現在検討している、退職前5年間の年収を見て、最も良い所得を制度で拾っていくことは、結果的に現役の最後の5年間についても、より充実するのではないかと考える。

防衛省：制度変更による現役世代のプラスの影響はあると考える。定年の約5年前から、教育を行い、再就職に役立てるような資格を取得しているが、隊員毎に資格取得や自衛官としての勤務に対するモチベーションが異なるので、アンケート結果を踏まえると、高い再就職賃金等を目指すために、やはり働いて昇給を目指すとともに、資格取得も頑張ろうという隊員も増えてくると考えられる。

防衛省：平成2年にこの若退金制度が創設され、その後、退職自衛官が生涯設計をするにあたって非常に重要な大きな制度となってきた。昨年、石破内閣の下で閣僚会議ができ、この若退金の引上げを図ることになったが、ただ、引き上げるというだけではなく、引き上げるに当たっては様々な論点について政府部内で検討し、部会において議論いただき、それぞれの論点について賛成するということを示していただいたことによって、社会に受け入れてもらえる形にもなり、また退職自衛官としても、しっかり生涯設計をやりながら、再就職先で思う存分働いていただけるような制度になると思う。

また、この10月に高市政権になり、この自衛官の処遇改善について、これからどのような取り扱いとなるかを紹介すると、高市総理からは、総合経済対策の中で自衛官の処遇改善に取り組むよう指示があり、また小泉防衛大臣からも着任時の訓示の中で、隊員の処遇や生活勤務環境の改善、生涯設計の確立に向けて全力で取り組んでいく旨の発言があり、引き続き処遇改善に取り組んでいく姿勢である。